

あざみ野第二小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定（令和4年4月1日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめ防止等に向けての基本理念

《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

以上の様な基本理念のもと、本校では児童一人ひとりが「安心して」「豊かに」生活できる環境を実現するため、文部科学省及び横浜市基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」をもとに「あざみ野第二小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成員

基本構成員＝校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育担当教諭

※月1度開催（定例会議）の「いじめ防止対策委員会」は

児童指導委員会メンバー（児童支援専任・各学年主任・個別支援級担当教諭）で構成される。

※必要に応じて心理や福祉等の専門家【カウンセラー、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）等】の参加を求める。

○委員会の運営

- ・いじめ防止対策委員会は**常設し、月一度の定例会を実施し、**教職員間の情報共有を行う。
- ・**いじめの疑いがある段階で、**直ちにいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの早期解決に向けての方策を検討・実施する。
- ・**校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、**進捗の管理を行う。

○委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり・教員間の情報共有体制整備
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在、及び活動を児童及び保護者に周知・日頃からの保護者との連携、情報共有

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置（**各担任・児童支援専任教諭・養護教諭が基本的な窓口**）
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
- ・いじめ（**「疑い」を含む**）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

①いじめの未然防止（⇒マークは具体的取組）

- i 教員一人ひとりの授業力向上による「分かる・楽しい授業」の実践
 - ⇒ 児童の満足感・自尊感情を高めるため、
校内重点研・メンター研等を通して教員一人ひとりのスキルアップをめざす。
 - ⇒ 全校体制でユニバーサルデザインを取り入れた学習環境整備を実施し、どの子にもわかりやすい授業をめざす。
- ii 児童の主體的な取組の支援
 - ⇒ 児童学校生活向上委員会を中心とした「全校挨拶運動」を通して、
誰もが「楽しく学校に通える雰囲気づくり」を行う。
【年間 継続実施】
 - ⇒ 児童会や児童集会委員・運動委員を中心とした「縦割りの活動」を充実させることにより、
異学年との豊かな関わりのある集団作りに取り組む。
【なかよし交流タイム 年間 全8回実施】
- iii 人権教育・道徳教育の推進
 - ⇒ 普段の道徳授業や「人権週間」の取組などを活用し、児童一人ひとりの人権意識を高める。
- iv 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
 - ⇒ 横浜プログラムを活用した授業を学校全体で実践していく。
 - ⇒ 横浜プログラムの効果的な活用のための教員向け研修を年間で数回実施していく。 【年間 全2回実施】
- v 学校スタンダード（教師向け～生活指導の指針）の活用
 - ⇒ 学校スタンダードや「学校のやくそく（児童向け～校内ルール）」を活用し、学習・生活規範指導の徹底を図る。

②いじめの早期発見（⇒マークは具体的取組）

- i いじめの定義理解を含む教職員の研修
 - ⇒ 月例実施の職員会議内でいじめ定義理解を含む「ミニいじめ防止研修」を行い、
教職員のいじめ防止への意識を高める。 【年間 全10回実施】
 - ⇒ いじめ事例検討会を実施し、教職員のいじめ対応のスキルアップを行う。 【年間 全2回実施】
- ii いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
 - ⇒ 教職員間の情報共有の推進（児童支援専任を中心とした低・中・高ブロックでの情報共有） 【常時】
 - ⇒ 定期的ないじめ実態把握アンケートの実施（YP アンケート・学校評価アンケート・いじめ防止アンケート）
【年6回実施】
 - ⇒ 定期的な教育相談の実施（いじめ防止アンケート後の
担任による児童一人ひとりへの聴き取り） 【年3回実施】
- iii インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラルの推進
 - ⇒ 地域警察署と連携した「サイバー犯罪対策教室」を実施（3年生以上対象） 【年1回実施】
- iv 保護者、地域、関係機関との連携
 - ⇒ 学校説明会等で担任をはじめ、児童支援専任・管理職・養護教諭・カウンセラー等が相談窓口と
なっていることを保護者・地域へ周知
 - ⇒ 担任・児童支援専任教諭による（いじめが疑われる児童・保護者に対しての）定期的な面談・連絡
 - ⇒ 児童支援専任教諭による学校カウンセラー・区子ども家庭支援課との情報共有。

③いじめに対する措置（⇒マークは具体的取組）

- i いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
 - ⇒ 児童支援専任教諭を中心に、低・中・高ブロックによる迅速かつ正確な事実関係の把握を実施
 - ⇒ 把握した情報をもとにいじめ防止対策委員会を中心となり、組織的な対応を実施
 - ⇒ いじめ防止対策委員会を中心となり、対応の経過・指導の内容等を正確に記録
- ii 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
 - ⇒ 被害児童・保護者のケア、加害児童への指導・保護者への連絡など、
いじめ防止対策委員会が問題解消まで責任をもって対応
- iii 保護者の協力、警察署等関係機関との連携
 - ⇒ 必要に応じて外部機関・保護者と連携（青葉警察署・北部児童相談所・療育あおば・学校カウンセラー・s s w）

④いじめの解消（再発防止・継続支援）（⇒マークは具体的取組）

《いじめの解消の要件》必須

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

i いじめ解消にいたるまでの具体的取組・支援等

- ⇒ 被害児童 担任・児童支援専任による被害児童との定期的面談
いじめ防止対策委員会を中心とした学校チームによる見守り・声かけ・情報共有
必要に応じて学校カウンセラーとの面談実施（本人・保護者）
- ⇒ 加害児童 いじめ防止対策委員会を中心とした学校チームによる見守り・声かけ・情報共有
担任・学年による加害児童の自己有用感の醸成
担任による加害児童保護者との定期連絡
必要に応じて学校カウンセラーとの面談実施（本人・保護者）
- ⇒ 学校体制 実態把握の強化（面談・アンケートなど）
相談体制の強化

⑤教職員等への研修

i いじめの定義理解を含む教職員の研修

- ⇒ 月例実施の職員会議内でいじめ定義理解を含む「ミニいじめ防止研修」を行い、
教職員のいじめ防止への意識を高める。 【年間 全10回実施】
- ⇒ いじめ事例検討会を実施し、教職員のいじめ対応のスキルアップを行う。 【年間 全2回実施】

ii 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用に向けての研修

- ⇒ 横浜プログラムを活用した授業を学校全体で実践していく。
- ⇒ 横浜プログラムの効果的な活用のための教員向け研修を年間で数回実施していく。 【年間 全2回実施】

⑥学校運営協議会等の活用

- i 「まちとともに歩む学校づくり懇話会（フォーラムⅢ）」「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、
いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、場合によっては協力を求める

4 重大事態への対処

【重大事態の定義～いじめ防止対策推進法より】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、

心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを

余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

○いじめに関わる重大事態を認知した場合は、本校いじめ防止基本方針3-③「いじめに対する措置」に準じて対処・対応していく。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、「横浜市いじめ防止基本方針」を含めて見直しを検討し、措置を講じる。